

## 内航定期傭船契約書

船主

(以下船主) といふと傭船者

(以下傭船者) といふ

との間において

(以下本船) といふにつき下記及び裏面の条項に基づき傭船契約を締結する。

① 船舶表示	船名		船舶番号及び信号符字	
	ふりがな		船籍港	
	内航許可番号	年月	中間検査第1種	昭和年月日
	製造年月		査期日第2種	昭和年月日
	船級		定期検査期日	昭和年月日
	総トン数	トン	満載吃水	平均メートル
	積載総重量トン数	キロトン	主機関の種類及び出力	
	船内載貨容積	ペール立方メートル グレーン立方メートル	燃料消費率	1昼夜に付重油約キロリットル
	満載航海速力	1時間約浬	通信設備	
	常備燃料庫		デリッククーラーの能力及び台数	
	ウインチの種類、力及び数	約		
② 航行区域				
③ 働船開始場所		港	港間	船主任意
④ 働船開始期日	昭和年月	日以降		
⑤ 解約期日	昭和年月	日午後5時	本船が左記日時までに傭船開始の準備整頓しないときは、傭船者は、本契約を履行するも無償解除するも任意とする。	
⑥ 船主の通知義務	傭船開始場所及び予定日を	日前傭船者に通知のこと		
⑦ 働船期間	傭船開始の時より向う間、但し	日間延長、	日間短縮傭船者任意	
⑧ 働船料	1暦月間			
⑨ 働船料支払日・場所・方法	毎カ月分宛		において前払のこと	
⑩ オーバータイム	傭船者が船員をして時間外その他特別の労務に従事させたときは、 1暦月間	あらかじめ示された船主規定により 円也として	その報酬を支給する。	
⑪ 働船終了場所	港	港間	傭船者任意	
⑫ 働船者の通知義務	傭船終了場所及び予定日を	日前船主に通知のこと		
⑬ 働船者のオフハイヤー時間の延長通知	オフハイヤー終了後	日以内(第14条参照)		
⑭ 長期オフハイヤーに対する解除通知	オフハイヤー時間が残存傭船期間の3分の1経過後	日以内(第15条参照)		
⑮ 中間及び定期検査によるオフハイヤー開始及び終了場所	港	港間		
⑯ 燃料受渡値段	傭船開始の際毎	傭船終了の際毎	の割	
⑰ 罐水受渡値段	傭船開始及び終了の際毎トン	の割		
⑲ 炊事用燃料値段	毎月	毎	の割	船主負担
⑳ 荷役用具に関する協定費目				
特約項				

本契約を証するため本書

通を作成し、各自記名調印して、

がこれを保有する。

昭和年月日

において

船主

傭船者

仲介人

- 第1条 【堪航能力】**船主は、本船が船体堅牢強固、機関完全で、相当の附属品及び設備と適当の船員とを備え安全に航海ができるることを保証し、本契約期間中表記の状態を保持しなければならない。
- 第2条 【重量積載力】**船主は、満載吃水線を超えない範囲で、本船の積載力が貨物、燃料、罐水（罐内水を除く）、飲料水、ストア、食料品を合せて表記の積載総重量トン数を下らないことを保証する。もしこのトン数を積載できないときは、傭船料を按分減ずる。
- 第3条 【運送用の船腹】**船主は、船員の室、船具、器具、食料品及び本船に必要な備品を容れる場所を除き、船艤その他一切をもつて傭船者指定の運送に従事する。
- 第4条 【碇泊場所】**本船は、傭船者の指示に従い、安全に碇泊できる限りいずれの場所でも積荷又は揚荷を行わなければならない。
- 第5条 【費用の負担区分】**船主及び傭船者は、それぞれ次の費用を負担する。
- 【船主負担費目】船員の給料、食料、飲料水、治療看護費、船員雇入雇止手続に要する諸費用その他船員に関する諸費用、船体保険料、P・I・A保険料、修繕費、本船に係る諸税金、附通船料の半額、本船に要するペイント、油類その他の消耗品、普通荷役に要するローブスリング、オフハイヤー時間中船主のために要した港費その他の余分の費用。
- 【傭船者負担費目】燃料、罐水マツト、ダンネージ、甲板積木材に要するスタンションその他積荷に関する諸費用、貨物積揚に要する人夫賃、解賃、タリー及びウインチマン費用その他貨物積揚に関する一切の費用、運送契約に係る諸税金、諸手数料、代理店料、港税、灯台料、橋樋料、曳船料、運河通航料、水先料、浮標料その他の港則により支出を要する一切の費用、港則により本船及び積荷に対する消毒に要する諸費用、傭船者のためにする接待費及び傭船者又は荷主が乗組ませた者の給食料、治療看護費その他一切の費用、附通船料の半額、傭船者のために要する船長の上陸費、通船料及び通信費。
- 第6条 【傭船開始並びに終了】**船主又は船長が本船の傭船開始準備整頓した旨を傭船者又はその代理者に通知したときは、傭船者は、遅滞なく傭船を開始しなければならない。また傭船終了の際は、傭船者又はその代理者が本船の傭船終了準備整頓した旨を船主又は船長に通知したときは、船主は、遅滞なく本船を受取らなければならない。
- 2 募船開始並びに終了の際における本船の受渡は、原則として午前7時から午後5時までの間に行う。
  - 3 募船開始並びに終了のときは、本船艤内を掃除し直ちに積荷に着手しても差支ないよう準備整頓していなければならぬ。
  - 4 前3項の規定は、中間及び定期検査のためのオフハイヤー開始並びに終了の場合に準用する。
- 第7条 【傭船料の計算】**傭船者は、傭船開始の日時より起算し1暦月間（傭船開始日時より翌月の応当日時まで、但し、応当日を欠くときの応当日時は翌月最終日の応当日とし、翌々月の応当日時は傭船開始の日時に還元する）につき表記のとおり本契約期間終了まで毎月同一の割合をもつて傭船料を船主又はその代理者に支払わなければならない。但し、立替金、燃料代金その他船主の負担るべき費用があるときは、最終の半ヶ月分に限り後払とすることができます。
- 2 1暦月に満たない期間の傭船料は、その傭船料起算日から翌月の応当日時（応当日を欠くときの応当日時は翌月最終日の応当日）までをもつて1暦月とした日数により日割計算とする。
  - 3 本船船長が各地において借り入れた船用金及び立替金は、傭船料と差引計算する。
  - 4 募船料の支払日が祭日又は日曜日に当たるときは、その翌日支払うものとする。
- 第8条 【傭船料支払の遅延】**傭船者が傭船料の支払をしないときは、船主は、なんらの催告もしないで直ちに傭船を停止するか又は本契約を解除することができます。これによつて傭船者が損害を蒙ることがあつても、船主は、その責に任じない。
- 第9条 【積荷の留置】**船主は、傭船料その他本契約に基づき傭船者に対して生じた債権につき積荷を留置し、かつ、その支払を受けるため積荷を競売することができます。
- 第10条 【船長その他の船員】**船主は、船長その他の船員にできるだけ迅速に航海をさせ、また本船の航海、積荷その他必要な事項に關し、傭船者の業務を極力援助させなければならない。
- 2 船主は、船長に甲板部及び機関部撮要目録又はこれに代えて傭船者の指定する書類を各航海の終りに傭船者又はその代理者に提出させなければならない。
  - 3 募船者が船長その他の船員の行為につき不満足のため交代を要求したときは、船主は、直ちにその事実を取調べ、至当と認める場合は、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 第11条 【船荷証券の発行その他】**傭船者は、自己又はその代理者の指示に従い船長のなした船荷証券（類似証券を含む）の記名調印、貨物の受渡、管理その他本船の運送契約上必要な行為に關しては、その結果につき責任を負う。
- 第12条 【オフハイヤー】**船体・汽機・汽罐の掃除または破損、衝突、座洲、座礁、火災、検査（中間及び定期検査を含む）、入渠、修繕、船員の雇入雇止手続、船員のストライキその他本船の事故により時間の損失が生じたときは、本船が原状に復し再び業務につくまでに費した時間並びに前記事由により生じた離路及び航海距離の延長に費した時間に対する傭船料並びに燃料及び罐水は、船主の負担とする。但し、その時間が1回12時間未満であるときは、この限りでない。この場合といえども、船主は、第10条第1項の趣旨に基づきできるだけ時間の損失を防止するよう努めなければならない。
- 2 前項但書の規定は、中間及び定期検査の場合には、適用しない。
  - 3 前払を受けた傭船料のある場合は、船主は、その内のオフハイヤー時間に該当する割合の金額を遅滞なく傭船者に返還しなければならない。
  - 4 天候不良又は積荷に関する出来事のため本船が避難又は寄港した場合、その時間はオフハイヤーとしない。
  - 5 船体・機関又は属具に関する破損若しくは瑕疵により航海中速力が低下した場合には、そのために要した航海時間の延長に対する傭船料並びに余分に消費した燃
- 料及び罐水代を傭船料から控除する。但し、航海時間の延長が12時間未満であるときは、この限りでない。
- 第13条 【船底掃除】**本船が入渠後6ヵ月以上を経過し表記の速力を持続できなくなるときは、船主は、傭船者の請求により、船底掃除を行わなければならない。
- 2 前項の船底掃除に要した費用並びにその間に費した時間に対する傭船料、燃料及び罐水は、船主の負担とする。
- 第14条 【オフハイヤー時間の延長】**傭船者は、第12条の事由によるオフハイヤー時間（通常の中間及び定期検査によるものを除く）及び前条による船底掃除に要した時間を本契約予定満期日以後に延長することができる。但し、オフハイヤー時間が通常30日を超える場合には、その2分の1を超えて延長することはできない。
- 2 募船者が前項の規定により時間の延長をしようとする場合には、その都度表記の期間内に船主に通知しなければならない。
- 第15条 【長期オフハイヤーによる解除】**第12条の事由によるオフハイヤー時間（通常の中間及び定期検査によるものを除く）が引き続き残存傭船期間の3分の1を超えたときは、傭船者は、本契約を無償解除することができる。この場合、傭船者は、表記の期間内に解除するか否かを船主に通知しなければならない。
- 第16条 【相互免責】**官憲又はこれに類する者の抑留その他の処分、内乱、暴動、海賊、船員の匪行、ストライキ、火災、衝突、座洲、座礁、沈没、投擲その他の天災不可抗力により生じた損害に対しては、当事者互にその責に任じない。
- 第17条 【船主免責】**船主は、船長その他の船員の航海上の過失により生じた積荷の損害については、その責に任じない。
- 2 船主は、船長その他の船員の適当な注意の不足によるほか、積荷の過不足損傷に対して、その責に任じない。
  - 3 船主は、船長その他の船員の適当な注意の不足によるほか、汽錐の破裂、シャフトの折損又は船体・機関若しくは属具の隠れた瑕疵による傭船者の損害に対しては、その責に任じない。
  - 4 募船者が人夫を雇入れた場合においても、作業についてほすべて船長の指図に従わなければならぬ。但し、船主は、人夫の過失に対して、その責に任じない。
- 第18条 【損害の補償】**傭船者の責に帰すべき事由により船体又は属具に損傷が生じた場合、船主又は船長は、速かに傭船者にその損害の状況を通知し、妥当と認められるものについては、傭船者は、これを補償しなければならない。
- 第19条 【貨物に関する制限】**傭船者は、船主の承諾を得なければ、本船に引火性、発火性、爆発性、有毒性のその他これに類する危険物を積載することはできない。
- 2 募船者は、貨物を甲板上に積載することができる。その数量及び積付については、船長の指図に従う。
- 第20条 【航行に関する制限】**傭船者は、変速又は封鎖の状態にある港湾若しくは場所へ本船を航行させることはできない。
- 2 募船者は、船主の承諾を得なければ、本船を一般航海者が危険と認める時期に結氷港又は流氷区域に航行させることはできない。船体保険料の割増を要する区域の航行についても、また同様である。
  - 3 募船者は、船主の承諾を得なければ、本船に曳舟させることはできない。
- 第21条 【流行病地】**流行病による疫又是消毒のため停船中の傭船料及びその費用は、その原因が船主又は船長の雇入れた船員の発病に係るときは、船主の負担とし、また傭船者より乗組ませた者の発病に係るときは、傭船者の負担とする。但し、発病の原因が傭船者が本船を公認された流行病地に寄港させたことに基づくときは、同地発航後20日以内はその発病者が何人であつても、すべて傭船者の負担とする。
- 2 前項に掲げる傭船料及びその費用は、その原因がいずれあるか判明しがたい場合又は流行病地の公認が本船がその港に碇泊中或は発航後において発表された場合には、船主及び傭船者がこれを折半して負担する。
- 第22条 【共同海損】**共同海損は、西歴1950年のヨーク・アントワープ規則に従つてこれを処理する。
- 2 募船料は、共同海損を分担しない。
- 第23条 【海難救助】**海難救助による報酬は、船員に対する報酬、これがため費した時間に対する傭船料及び消費した燃料その他一切の費用を控除して生じた損益額を船主及び傭船者互に折半する。但し、海難救助のために費した時間は本契約期間に算入する。
- 2 前項の規定は、漂流物取得の場合に準用する。
- 第24条 【燃料及び罐水残高】**傭船開始の際本船の有する燃料及び罐水は、表記の割合で傭船者がこれを船主から買取り、また傭船終了のときは、その残高を表記の割合で船主がこれを傭船者から買取る。
- 第25条 【再傭船】**傭船者は、本契約に抵触しない範囲で本船を他に再傭船することができますが、本契約上の船主に対する責任を免れることはできない。この場合、傭船者は、成約後遅滞なく船主に通知しなければならない。
- 第26条 【本船の喪失】**本船の存否が60日間以上わからぬときは、本船の確認された最後の存在の時をもつて本契約は終了するものとし、傭船料の前払があつたときは、船主は、遅滞なく傭船者に精算返金しなければならない。
- 第27条 【契約の本質】**本契約は、条文及び用語のいかんにかかわらず賃貸借契約ではない。
- 第28条 【契約違反】**本契約に違反したものは、これによつて生じた損害を相手方に賠償しなければならない。
- 第29条 【仲裁】**本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、社団法人日本海運集会所（東京）に仲裁判断を依頼し、その選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。
- 2 仲裁人の選定、仲裁手続その他の仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所の海事件仲裁規則による。